

Clip!

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置

問合せ先：税務課
資産税担当

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置

条件 昭和57年1月1日以前に建築された家屋で現行の耐震基準に適合した改修工事費が50万円以上の家屋

内容 改修家屋全体にかかる固定資産税額の2分の1を次のとおり減額します。

① 通常の耐震改修工事 平成25年から27年までに改修した場合 翌年1年度分

② 「要安全確認沿道建築物」に該当する家屋で平成25年から平成27年までに改修した場合 翌年から2年度分

※「要安全確認沿道建築物」とは、地震によって倒壊した場合に道路通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物で、県耐震改修促進計画又は市耐震改修計画に記載された道路の区間にその敷地が接するものうち、耐震基準を満たしていない建築物

減額対象面積 1戸あたり120.0㎡相当分まで

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

条件 次の「居住者要件」の①から③の方が居住する住宅で、平成25年4月1日から平成28年

3月31日までの間に、補助金などを除く工事費が50万円以上のもので、かつ「工事要件」の⑦から⑨のバリアフリー改修工事が行われた住宅（賃貸住宅は除きます）。

居住者要件

① 65歳以上の方

② 要介護認定または要支援認定を受けている方

③ 障害者手帳の交付を受けている方

工事要件

⑦ 廊下の拡幅

⑧ 階段の勾配の緩和

⑨ 浴室の改良

⑩ 便所の改良

⑪ 手すりの取り付け

⑫ 床の階段の解消

⑬ 引き戸への取り替え

⑭ 床表面の滑り止め化

内容 改修家屋全体にかかる翌年度分の固定資産税額の3分の1を減額します。

減額対象面積 1戸あたり100.0㎡相当分まで

省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置

条件 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に、工事に要する費用が50万円以上の省エネ改修工事を行った住宅で次の①から④までの工事のうち、①を含む改修工事が行われた家屋（賃貸住宅を除く）。

① 窓の改修工事（必須）

② 床の断熱改修工事

③ 天井の断熱改修工事

④ 壁の断熱改修工事

内容 改修家屋全体にかかる翌年度分の固定資産税額の3分の1を減額します。

減額対象面積 1戸あたり120.0㎡相当分まで

○共通事項

申請 改修後3カ月以内に所定の申請用紙に記入のうえ、添付書類をつけて提出してください。

添付書類 申請に添付する書類は、工事証明書（明細書を含む）、工事費領収書、完成写真となります。

※工事証明書は、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人で発行します。

Clip!

都留市地域公共交通会議委員(兼地域公共交通活性化協議会委員)募集

問合せ先：政策形成課
企画担当

本市では、高齢者などの交通弱者のための日常生活の足としての公共交通の維持・充実に努めるため、市内公共交通空白地域の解消を目指し、市内循環バスや予約型乗合タクシーを運行しています。

本事業の評価や利用者ニーズに応じた見直しなどの検討をしていただく地域公共交通会議の委員を公募します。

交通会議では、次に掲げる内容について、協議をします。

- ① 公共交通の利用促進及び活性化施策に関すること。
- ② 全市的かつ総合的な公共交通政策の推進に関すること。
- ③ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金などに関すること。
- ④ その他他交通会議が必要と認めること。

ふるさと都留市のこれからの公共交通のあり方を一緒に考えましょう。

対象 市内在住の18歳以上の方

募集人員 若干名

任期 2年間

報酬 市の規定による

申込締切 5月20日(月)

Clip!

固定資産税 Q&A

問合せ先：税務課
資産税担当

■図表2 非住宅用地の場合
(事業用の宅地など)

〈原則〉
不動産鑑定価格×70%=評価額
評価額×70%=課税標準額
課税標準額×1.4%=税額

■図表3 住宅用地の場合

〈原則〉
不動産鑑定価格×70%=評価額
評価額×1/6(200㎡を超える部分については1/3)=課税標準額
課税標準額×1.4%=税額

また、住宅専用の宅地についてはさらに軽減の措置がとられています(200㎡までは固定資産評価額が1/6に、200㎡を超える部分については1/3に軽減されます・図表3)。

家屋について
国が定めた再建築費評価点基準表(家の価格を決定する基準)に基づき主體的な構造や材質などを調査し、価格を決定しています。この再建築費とは、評価の対象となった家屋について、同一のものを評価の時点において、新築する場合の価格をいうものです。家屋における固定資産税額は、この再建築費から、時間の経過による損耗などを考慮(減額)して価格を算定しています(図表4)。

償却資産について
会社や個人などの事業者がその事業のために使用している機械などについては、事業者の申告に基づいて価格を決定しています。例えば、アパート経営をされている方の場合は、家屋については家屋としての固定資産税が課税されますが、付帯する駐車場の舗装やフェンス、街灯などは償却資産として申告していただくことになります。

■図表4 再建築費からの税額算定

再建築費×経年減点補正率など=評価額
評価額(=課税標準額)×1.4%=税額



また、再建築費における資材費や労務費については、新築時ではなく、評価替え(3年に一度行われています)時点での資材費や労務費で計算することになっています。したがって、耐用年数を超過していない場合においても、再建築費は前回より増額することがあります。その場合には前年度に据え置くこととなりますので、この場合も最終的に固定資産税額は下がらないということになります。

～固定資産税の納期～

第1期・全期前納	5月31日(金)
第2期	7月31日(水)
第3期	12月25日(水)
第4期	2月28日(金)

〈コンビニエンスストアでの納税について〉
○納付金額が1納付書あたり30万円を超える場合はご利用できません。
○全期一括で納付する場合は前納報奨金がつきません。
※前納報奨金を受けようとする方は、これまでどおり都留市役所、各地域コミュニティセンター、市内指定金融機関並びにゆうちょ銀行で納付してください。

Q 固定資産税の評価額、税額はどのように算定されているの？
A 土地(宅地)について
宅地は、道路状況、家屋の過密度などおおむね類似していると思われる地区ごとに区分します。その区分された地区の中から標準的な宅地を選びます。その選ばれた宅地を不動産鑑定士が売買実例などを参考に鑑定を行い、価格を決定します。これを不動産鑑定価格といえます。
不動産鑑定価格は、国が毎年1月1日現在で発表する地価公示価格と同程度の金額となっています。固定資産評価額は不動産鑑定価格の70%相当額としていいます。固定資産税は、さらに70%を乗じたもの(課税標準額といいますが)に税率1.4%を乗じて税額が算出されています(図表2)。

Q 家屋が年々老朽化しているのに評価額(税額)が下がらないのは？
A 家屋の評価額は再建築費を求め、家屋の建築後の経過年数に応じて、通常生じる減価補正率(経年減点補正率など)を乗じて(減額して)、固定資産評価額を算出しています。この経年減点補正率は、経過年数が増えるほど耐用年数を超過しても再建築費の20%は残存する仕組みがとられています。そのため、ある経過年数を過ぎてしまうと、その後の価格が下がらないことがあります。
また、再建築費における資材費や労務費については、新築時ではなく、評価替え(3年に一度行われています)時点での資材費や労務費で計算することになっています。したがって、耐用年数を超過していない場合においても、再建築費は前回より増額することがあります。その場合には前年度に据え置くこととなりますので、この場合も最終的に固定資産税額は下がらないということになります。

Q 共有資産を持つことに課税できないのでしょうか？
A 共有資産に係る固定資産税は、法律で共有者全員が連帯して納付する連帯納税義務を負うこととなります。
連帯納税義務とは、持分に対してのみ義務を負うものではなく、共有者全員で全額の納税義務を負うものです。このため、共有資産を持つごとに別々に課税することはできないことになっています。

Q 共有資産を持つことに課税できないのでしょうか？
A 法律では課税する期日(賦課期日)を毎年1月1日としています。1月1日現在で登記簿に所有者として登記されている方に対し、当該年度分の固定資産税を課税することになります。すなわち、平成25年1月1日現在、登記簿に所有者と登録されていたのはBさん(売主)であったため、Bさんに課税することになります。

固定資産税に関する疑問で、比較的よく尋ねられるものをまとめてみました。固定資産税納税通知書は5月17日(金)に送付します。固定資産税納税通知書の中でも説明していますが、それらをご覧になってもわからないことがありましたら、お気軽に税務課資産税担当までお問い合わせください。

Q 昨年より固定資産税が増えたのはなぜ？
A 土地
土地は現況で課税します！登記地目ではありません！
固定資産税における土地の価格は、現況で判断されています。登記の地目で価格を決定しているのではなく、例えば、登記の地目が畑であっても、その土地の上に建物(家や倉庫など)を建築したり、駐車場や作業資材を置く場所などに使用したりしていると、宅地(宅地並み雑種地)課税となり、税額が増えてしまいます。逆に宅地を農地として利用している場合は、現況が農地であっても、宅地として課税します。その理由としては、次の「農地転用を行った場合」を参照してください。
その他、土地の固定資産税が増える主な要因は次のとおりです。
○農地転用を行った場合
農地転用とは、本人の申請に基づいて「農地を農地でなくすること」です。
つまり、農地転用の申請をして県知事から許可されてしまえば、たとえ、農地転用後も農地として使用していたとしても、固定資産税評価するうえでは「いつでも農地以外に利用できるため、潜在的な価値は宅地(宅地並み雑種地)」とされ、宅地(宅地並み雑種地)評価となります。

Q 農地転用を行った場合、税額が増えるのか？
A 農地転用を行った場合、土地の固定資産税評価額が増える場合があります。農地転用とは、本人の申請に基づいて「農地を農地でなくすること」です。つまり、農地転用の申請をして県知事から許可されてしまえば、たとえ、農地転用後も農地として使用していたとしても、固定資産税評価するうえでは「いつでも農地以外に利用できるため、潜在的な価値は宅地(宅地並み雑種地)」とされ、宅地(宅地並み雑種地)評価となります。

Q 家屋は基本的に増築でもしない限り、固定資産税が増えることはないのでしょうか？
A 家屋は基本的に増築でもしない限り、固定資産税が増えることはありません。しかし、新築の専用住宅では、初めて課税された年度から3年間(長期優良住宅の認定を受けている家屋などは5年間)軽減を受けています。その軽減期間が満了してしまうと、通常の税額に戻ってしまいます。そのため、軽減を受けていた年度に比べ、税額が増えてしまいます。
※平成25年度に軽減期間が満了し、家屋における固定資産税が前年に比べ増える方は次の建築年に建てられた住宅です。
○平成21年1月2日から平成22年1月1日までに新築された一般の住宅
○平成19年1月2日から平成20年1月1日までに新築された3階建以上の中高層耐火住宅

Q 平成24年12月20日付けの売買契約で、Aさん(買主)に土地及び建物を売り、所有者はAさんとなりました。登記は、平成25年1月4日にAさん(買主)に登記されました。しかし、5月に送付されてきた平成25年度固定資産税の納税通知では、私B(売主)に課税されていました。実質的な所有者Aさんに課税すべきではないのでしょうか？
A 法律では課税する期日(賦課期日)を毎年1月1日としています。1月1日現在で登記簿に所有者として登記されている方に対し、当該年度分の固定資産税を課税することになります。すなわち、平成25年1月1日現在、登記簿に所有者と登録されていたのはBさん(売主)であったため、Bさんに課税することになります。

Q 農地転用後は、法務局で登記地目を変更する必要があります！
A 住宅を取り壊して更地にした場合、住宅用地の特例を見直した場合は、専用住宅(人が住むための建物)が建っている土地については、法律上の特例が設けられているため、土地の固定資産税評価額が減額されています。
しかし、その住宅を取り壊してしまいますと、その特例の適用がなくなってしまうため、税額が増えてしまいます。
また、同一敷地内に事業用の家屋を建てた場合など、その事業用の家屋の割合などの影響で、住宅用地の特例の対象となっていた面積が減少する場合があります。その場合も税額が増える場合があります。
○地価が下落しても土地の税額が増える場合
バブル期の急激な土地の価格の上昇やその後の急激な下落などにより、土地の価格にばらつきがある場合があります。そのようなばらつきを是正するため負担水準(個々の宅地の課税標準額が固定資産税評価額に対してどの程度まで達しているか

Q 家屋は基本的に増築でもしない限り、固定資産税が増えることはないのでしょうか？
A 家屋は基本的に増築でもしない限り、固定資産税が増えることはありません。しかし、新築の専用住宅では、初めて課税された年度から3年間(長期優良住宅の認定を受けている家屋などは5年間)軽減を受けています。その軽減期間が満了してしまうと、通常の税額に戻ってしまいます。そのため、軽減を受けていた年度に比べ、税額が増えてしまいます。
※平成25年度に軽減期間が満了し、家屋における固定資産税が前年に比べ増える方は次の建築年に建てられた住宅です。
○平成21年1月2日から平成22年1月1日までに新築された一般の住宅
○平成19年1月2日から平成20年1月1日までに新築された3階建以上の中高層耐火住宅

Q 平成24年12月20日付けの売買契約で、Aさん(買主)に土地及び建物を売り、所有者はAさんとなりました。登記は、平成25年1月4日にAさん(買主)に登記されました。しかし、5月に送付されてきた平成25年度固定資産税の納税通知では、私B(売主)に課税されていました。実質的な所有者Aさんに課税すべきではないのでしょうか？
A 法律では課税する期日(賦課期日)を毎年1月1日としています。1月1日現在で登記簿に所有者として登記されている方に対し、当該年度分の固定資産税を課税することになります。すなわち、平成25年1月1日現在、登記簿に所有者と登録されていたのはBさん(売主)であったため、Bさんに課税することになります。

Q 固定資産税は賦課期日(毎年1月1日現在)時点の所有者、状況で課税されます！
A 年の始め(平成25年1月10日)に家屋を取り壊しましたが、平成25年度の固定資産税の課税対象となっています。なぜでしょうか？
A 固定資産税の賦課期日は毎年1月1日現在に存在している固定資産を対象としています。したがって、平成25年1月10日に取り壊された家屋も1月1日時点では、存在していたこととなりますので、平成25年度の固定資産税の課税対象となります。

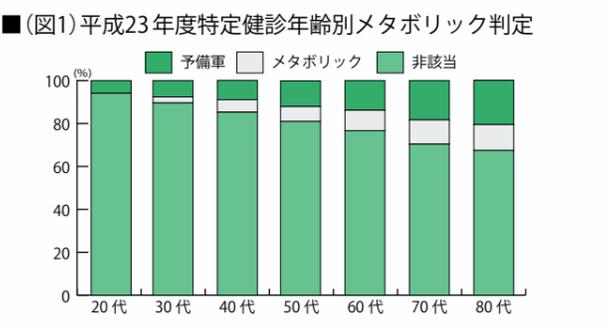
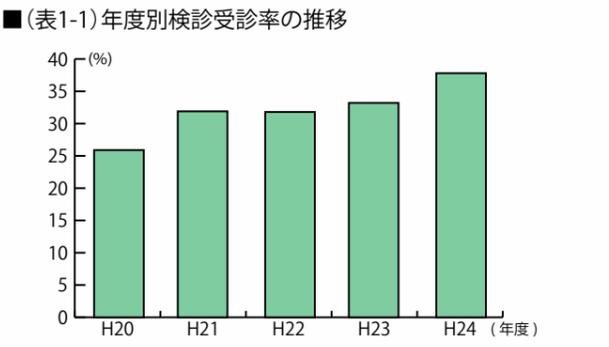
Q 固定資産税の賦課期日(毎年1月1日現在)時点の所有者、状況で課税されます！
A 年の始め(平成25年1月10日)に家屋を取り壊しましたが、平成25年度の固定資産税の課税対象となっています。なぜでしょうか？
A 固定資産税の賦課期日は毎年1月1日現在に存在している固定資産を対象としています。したがって、平成25年1月10日に取り壊された家屋も1月1日時点では、存在していたこととなりますので、平成25年度の固定資産税の課税対象となります。

Clip! 健康推進課からのお知らせ

問合せ先：健康推進課
保健・予防担当

■(表1)年度別検診者数と受診率

	H20	H21	H22	H23	H24
特定健康診査受診者数(人)	1,578	1,957	1,923	1,988	2,431
健診受診率(%)	25.9%	31.9%	31.8%	33.2%	37.8%



受けられていますか? 特定健康診査

皆さん健診は受けられていますか? 年に1度は健診を受診し、ご自分の体がどのような状況なのか確認しましょう!

左記の表1、表1-1は、平成20年度から始まった特定健康診査を受診された方の割合を示したものです。平成20年度、健診開始時はいきいきプラザ都留で行う健診を受けられた方は1,578人ですが、少しずつ受診者が増え、受診率とともに増加傾向が見られています。健診をお受けになられていない方も、年に1度はご自分の健康状態について確認していくことをおすすめします。

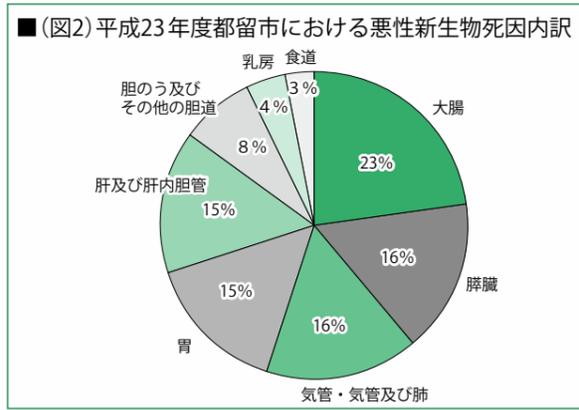
図1は、都留市の年齢別でメタボリックシンドローム判定になった人の割合を示しています。都留市では、20代でメタボリック予備軍が出現し、30代で既にメタボリックになっている人がいることが分かります。そのため、若い時からの健康管理が必要です。健康診断をお受けになり、体の状態を確認してみましょう。

※メタボリックシンドロームとは、肥満・血圧・脂質・糖質など動脈硬化のリスクを持っている人で、将来心筋梗塞や脳梗塞を起こす可能性がある人を表します。

特定健診・がん検診

実施期間：6月11日(火)～28日(金)の、土日を含む18日間
実施場所：いきいきプラザ都留
健診当日、都留市に住民票がある方が対象です。年度内に1回のみ受診できます。健康保険証の種類・年齢(年度末年齢)によって健診の受け方が異なります。詳細については4月号をご覧ください。

電話申し込み期間
平成25年5月22日(水)まで(土日祝日は除く)
9:00～17:00
いきいきプラザ都留 健康推進課
保健・予防担当
TEL 46-5113(内線127・132)



受けられていますか? がん検診

日本人の死亡理由の第1位は悪性新生物です。「健康だから自信がある」「時間がなかったから」「面倒だから」などと考えていませんか? がんは足音を立てずにやってくる。「早期発見・早期治療」をスローガンに、さあ皆さんもがん検診を受けましょう。

平成23年度都留市において死因の第1位は、悪性新生物によるものです。下の図2は悪性新生物の内訳を表したのですが、都留市では大腸がんによる死亡が一番多いことが分かると思います。がんは早期発見がとても大切です。昨年度受診されていない方、まだお申し込みをされていない方は、今すぐ申し込みをしてください。

Clip! 悪質な滞納は絶対に許しません

問合せ先：税務課
収納対策室

都留市債権回収特別対策本部の設置

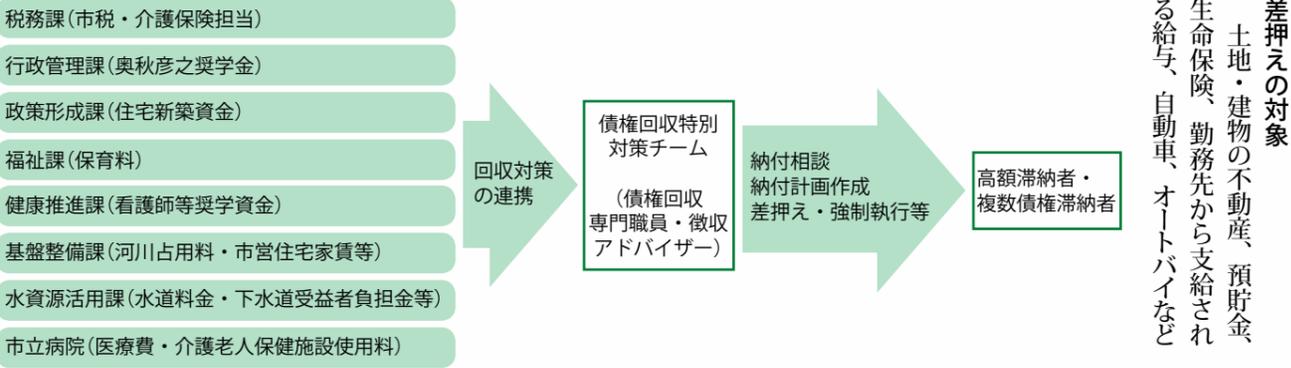
市では、市税その他の債権に係る徴収を強化するため、今年度より債権回収特別対策本部及び債権回収特別対策チームを設置しました。納期内に納付いただいている多くの方々との公平性を保つため、高額な滞納や複数の部署にまたがる滞納案件について、連携して積極的な債権回収対策を実施していきます。

山梨県地方税滞納整理推進機構との協力による市税の徴収強化

山梨県地方税滞納整理推進機構は、山梨県及び県内の市町村が共同で市税の滞納整理を推進することを目的として設置された組織です。悪質な滞納者に対しては山梨県地方税滞納整理推進機構と共同で、差押えや公売などの処分を執行します。

差押え処分

督促状の発送日から10日経過すると、土地・建物の不動産など財産がある滞納者には、法律に基づき強制的に差押えを行います。差押え後も納付されない場合は、公売など差押えた財産の換価を行い、未納の税金に充てることとなります。



都留市差押え状況(平成24年度)

■差押え

給与	預貯金	生命保険	土地・建物	自動車	その他	計
7	138	46	7	1	14	213

■差押えによる収納実績

金額
30,947,328円

◎延滞金を徴収します。

市税の納付は、納期に納付が原則です。納期までに税金が完納されない場合には、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、法律の定めにより計算した延滞金がかかります。

○納期限の翌日から1ヶ月を経過するまで⇒年 4.3%
○1ヶ月を経過した日以降⇒年 14.6%
※延滞金の率は平成25年5月1日現在の数字です。

Clip! 軽スポーツ教室を開催します

問合せ先：学びのまちづくり課
スポーツ振興担当



「体を動かしたいけど…」そう思っている皆さん! 軽スポーツにチャレンジしてみませんか? 都留市スポーツ推進委員が楽しく、分かりやすく指導してくれます。お一人でもグループでも、また、一日だけでも参加できます。

日程 6月3日(月)・6月10日(月)・17日(月)・24日(月)・7月1日(月)

受付 19時30分～22時

時間 20時～22時

場所 都留市民総合体育館

内容 ソフトバレー・キンボール・バドミントン・シャトルボール・卓球など数種類のスポーツを紹介し、時間内で自由に運動します。

参加料 1回100円(保険料)

※当日は、運動のできる服装で、体育館履きなどを持参してください。

Clip! 都留市立病院職員募集

問合先：都留市立病院
庶務担当

採用予定年月日
平成25年8月1日

応募方法及び期間
平成25年5月13日(月)から平成25年5月31日(金)までに応募書類を都留市立病院事務局庶務担当まで提出してください。(郵送可)

職員募集要項並びに受験申込書、身上書付履歴書は都留市立病院事務局庶務担当で平成25年5月1日(水)から配布します。

募集職種及び応募資格

○助産師・看護師(5名)
昭和43年4月2日以降に生まれた方で既に助産師免許又は看護師免許を有する方

○准看護師(3名)
昭和45年4月2日以降に生まれた方で既に准看護師免許を有し、准看護師としての実務経験年数が10年以上、かつ、採用後3年以内に通信教育により看護師免許を取得する意思のある方

○管理栄養士(1名)
昭和58年4月2日以降に生まれた方で既に管理栄養士免許を有する方

※地方公務員法第16条の欠格条項のいずれかに該当する方、または日本国籍を有しない方は受験できません。

試験日、会場及び試験の方法
試験日 平成25年6月15日(土)
会場 都留市立病院2階会議室

試験の方法 一般教養試験(管理栄養士職のみ)、作文試験、面接試験

応募書類
受験申込書・身上書付履歴書・受験職種の免許証の写し・写真1枚(身上書付履歴書に貼付したものと同じ写真【4枚×3枚】、裏に氏名記入のこと)・郵送による応募の場合は、受験票返送用封筒(長形3号封筒に住所及び氏名を記入のうえ、80円切手を貼付のこと)

合格発表
平成25年7月上旬

問合先
都留市立病院事務局庶務担当
〒402-0005
都留市つる5-1-55
☎(45)1811(代)
内線206
FAX(45)2467

Clip! 都留市立病院 外来診療予定表変更のお知らせ(4月~)

問合先：都留市立病院
医事担当☎(45)1811

■受付時間

平日 8:30 ~ 11:00
土曜 8:30 ~ 10:30
眼科(月~金) 8:30 ~ 10:00

■午後診療受付時間

診療科目	診療日	時間	備考
総合診療※	月	12:30 ~ 16:30	小児科、産婦人科を除く専門外来
内科	火・木	13:00 ~ 15:00	
皮膚科	火・金	13:30 ~ 16:00	
耳鼻咽喉科	月	13:30 ~ 16:00	
呼吸器外科	水	12:30 ~ 14:30	
禁煙外来	金	電話による予約制	

■外来休診日
日曜日
祝日
年末年始(12月29日~1月3日)

※総合診療
総合診療とは、専門外来診療日以外に専門外来の受診を希望する患者様の利便を図るため、外科医師による診療を行うものです。なお、診療内容により、後日専門医師の診察を必要とする場合があることをご承知ください。

診療科	診察室	時間帯	月	火	水	木	金	土
内科	1	午前	鈴木	若尾	保坂	渡辺	鈴木	交代制
		午後			保坂			
	2	午前	若尾	平賀	渡辺(人間ドック含)	交代制	保坂(人間ドック含)	交代制
		午後		若尾				
	3	午前	保坂(予約)	鈴木(予約)	若尾(予約)	保坂(予約)	渡辺(予約)	
午後			鈴木(予約)					
外科	5	午前	渡辺(予約)	山梨大学医師 糖尿病外来(予約)	山崎(予約)	鈴木(予約)	齊藤	
		午後						
	6	午前			深澤 呼吸器・一般			
		午後						
	12	午前	岡本	岡本	川島	川島	岡本	川島
午後								
13	午前	山梨大学医師 小児外科	深澤 呼吸器・一般	山梨大学医師 乳腺外科外来	若菜	深澤 呼吸器・一般	深澤 呼吸器・一般	
	午後	山梨大学医師		深澤 呼吸器・一般		深澤 禁煙外来		
17	午前	若菜(予約)				大原		
	午後							
整形外科 ※1第2,4,5週 ※2第1,3週	10	午前	深谷	深谷	島田※1 非常勤医師※2	深谷	島田	交代制 (事前にお問合わせください)
		午後						
11	午前	関戸	関戸	交代制	関戸	関戸		
脳神経外科	14	午前	小俣	小俣	山梨大学医師	小俣	小俣	
形成外科	6	午前	東京医科歯科大学 医師			順天堂大学 医師		
小児科 ※1第3火曜日 ※2第3木曜日	15	午前	太田	太田	太田	宇野	太田	交代制
		午後		山梨大学医師 神経外来(予約)※1	予防接種	山梨大学医師 心臓外来(予約)※2	予防接種	
16	午前	廣瀬	宇野	山梨大学医師	廣瀬	山梨大学医師	交代制	
	午後		乳児健診	予防接種		予防接種		
産婦人科	18	午前	赤十字病院 医師		赤十字病院 医師	赤十字病院 医師		
耳鼻咽喉科	21	午前		山梨大学医師	山梨大学医師		山梨大学医師	
午後		山梨大学医師						
眼科 ※1第2,4週	20	午前	東京医科大学 医師	東京医科大学 医師	東京医科大学 医師	山梨大学医師	東京医科大学 医師※1	
皮膚科	6	午前		山梨大学医師			山梨大学医師	
		午後		山梨大学医師			山梨大学医師	
泌尿器科	17	午前		山梨大学医師	山梨大学医師			

※急きょ予定が変更となる場合などもありますので、休診情報などの詳細については、直接お問い合わせください。また、この予定表は、診療予定に変更がある月のみ掲載します。この予定表を保管してご活用ください。

Clip! 都留市立介護老人保健施設「つる」臨時職員の募集

問合先：都留市立介護老人保健施設つる
事務局

勤務条件
賃金 時間給 800円
※通勤に伴う費用は、通勤距離2キロメートル以上で規定に基づき支給します。

雇用期間
平成25年7月1日~平成26年3月31日まで
年次有給休暇有り

基本勤務時間
8時30分~17時15分
※1日あたりの実働時間は原則7時間45分 別途休憩時間有り

社会保険など
健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の各要件に該当する場合は加入します。

職務(業務)内容
施設に入所している人の生活介護の支援に従事します。

勤務場所
都留市立介護老人保健施設「つる」

雇用条件
都留市立介護老人保健施設「つる」雇用(賃金)職員としての勤務規律を厳守できる方

申込手続き
平成25年5月31日(金)までに履歴書(写真添付のこと)を老健事務局へ提出してください。(郵送可。ただし、その際には、封筒に「臨時的任用職員 申込」と朱書きしてください。)

※履歴書には具体的な職務経歴の内容など自己PRを記入してください。書類選考の際に使用します。

選考方法
面接選考を実施します。(面接選考は6月中旬予定です。対象者へは別途通知します。最終選考の結果は、面接を受けた方に連絡します。)

問合先
都留市立介護老人保健施設「つる」事務局
☎(45)1813

Clip!

難聴児補聴器購入費助成事業について

問合せ先：福祉課
障害者支援担当 ☎(46)5112

補聴器の種類	基準価格/台	基準価格に含むもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200円	(1) 補聴器本体(電池を含む) (2) イヤーモールド ※イヤーモールドを必要としない場合は、基準価格から9,000円を除く	5年
軽度・中等度難聴用耳掛け型	52,900円		
高度難聴用ポケット型	43,200円		
高度難聴用耳掛け型	52,900円		
重度難聴用ポケット型	64,800円		
重度難聴用耳掛け型	76,300円		
耳あな型(レディーメイド)	96,000円	補聴器本体(電池を含む)	5年
耳あな型(オーダーメイド)	137,000円		
骨導式ポケット型	70,100円		
骨導式眼鏡型	127,200円	(1) 補聴器本体(電池を含む) (2) 平面レンズ ※平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を除く。	

身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度の難聴児が補聴器を装着することで、言語の習得や教育などにおける健全な発達を促進するよう、補聴器購入費の一部を助成します。新規及び更新の補聴器購入費の3分の2を助成します。(ただし、左表の基準価格が限度額となります。更新の場合は、原則として前回購入日から5年経過後とします。修理及び部品交換は助成の対象となりません。)

対象者
左記の項目すべてに該当する18歳未満の難聴児が対象となります。
○市内在住であること
○「両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満」で、身体障害者手帳の交付の対象とならない者
○補聴器の装着により、言語の習得などに一定の効果が期待できると医師が判断する者

支給制限
本人及び同一世帯員のうち、市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は助成対象となりません。

持ち物
①申請書
②意見書(医療機関で記載)
③見積書(意見書の処方に基つき補聴器販売業者が作成したもの)
④対象者の属する世帯全員の所得証明書(本市で課税状況を確認できる場合には省略可)
※①～③は所定の様式となっております。

購入前に申請の手続きが必要ですので、助成を希望される方は事前にご相談ください。

Clip!

はっらっ湯友健康講座開催

問合せ先：健康推進課
地域包括センター ☎(46)5114

回数	日程	申し込み期間	講座内容
1回目	6月6日(木) 10:15～11:45	5/20～6/3	「心すっきり、元気な毎日」 講師：保健師 「脳力アップ体操」 講師：健康運動指導士 浜田純一
2回目	6月13日(木) 10:15～11:45	5/20～6/10	「若さを保つ、脳トレーニング」 講師：健康運動指導士 浜田純一 「お口すっきり、歯と口のお手入れ術」 講師：歯科衛生士
3回目	6月20日(木) 10:15～11:45	5/20～6/17	「からだいきいき健康体操」 講師：健康運動指導士 浜田純一

「温泉で元気づくり！」
「芭蕉月待ちの湯」を中心とした豊かな森林と清冽な溪流が流れる都留戸沢の森和みの里につどい、楽しく健康づくりをしてみませんか。
場所 芭蕉月待ちの湯有料休憩室
対象者 65歳以上の市民(入浴・運動制限のない方)
参加費 無料
定員 25名
※定員になりしだい締め切ります
※各講座終了後に保健師による個別健康相談も実施いたします。
※1回のみ参加もできます。

Clip!

5月12日は民生委員・児童委員の日です

問合せ先：福祉課
地域福祉担当 ☎(46)5112

「広げよう 地域に根ざした思いやり」行動宣言による、安全で安心な福祉のまちづくりを

「民生委員・児童委員の日」活動強化週間
主任児童委員は、児童委員の中から厚生労働大臣に指名され、児童福祉に関する事を専門に担当し、民生委員・児童委員と連携しながら、児童福祉分野での活動を展開しています。

民生委員・児童委員
民生委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、日ごろから住民の立場に立った相談・助言・援助をおこない、関係機関と協力して地域保健福祉の推進をめざし、自主的・主体的な活動をしています。また、民生委員は児童委員も兼ねていて、児童福祉の向上にも努めています。

主任児童委員
主任児童委員は、児童委員の中から厚生労働大臣に指名され、児童福祉に関する事を専門に担当し、民生委員・児童委員と連携しながら、児童福祉分野での活動を展開しています。

実施主体
単位民生委員児童委員協議会
市区町村民生委員児童委員協議会
都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会
全国民生委員児童委員連合会

実施期間
5月12日(日)～5月18日(土)

一斉取り組み日
5月12日(日)

全国の単位民生委員・児童委員は、全国的に一斉に実施、展開するために設定するものです。

全国の民生委員・児童委員が、組織的なPR活動を展開することで、地域住民をはじめ、関係機関・団体などにも民生委員・児童委員とその活動を理解していただくとともに、自らの意識を高め、今後の民生委員・児童委員活動をより発展させていきたいと思います。

Clip!

救急医療情報キットをご活用ください

問合せ先：福祉課
地域福祉担当 ☎(46)5112

対象世帯
都留市に住所をおく、次のいずれかに該当する方(平成25年4月1日現在)
○65歳以上の高齢者
○身体障害者手帳1級・2級

配付する救急医療情報キットの内容
①容器
②救急情報用紙
③玄関用シール
④冷蔵庫用マグネット

市では、高齢者や障害者などの安全・安心を確保することを目的とした「救急医療情報キット」を無料で配付しています！

救急医療情報キットとは？
専用の容器に、かかりつけの病院や服薬内容などの医療情報、緊急時の連絡先などを記入した「救急情報」を入れ、これを冷蔵庫に保管することにより、万一の救急時につけた救急隊員などが、その情報を活用し迅速な救命活動などを行うことができるものです。

保管場所の冷蔵庫というのは、かけつけた救急隊員が救急医療情報キットを探し出すには、ほとんどのお宅の台所にある冷蔵庫が最適な場所であるためです。

申し込み
福祉課(いきいきプラザ都留1階)に備えてある、申請書を提出してください。
申請内容を確認後、無料で配付されます。
ご本人であることを確認するため、身分証明書を(保険証、免許証など)をご持参ください。
代理人の方が申請することも可能です。
(代理人の方の身分証明書をご持参ください)



都留市役所
福祉課地域福祉担当
(いきいきプラザ都留内)

Clip! 水道メーター（量水器）の定期交換について

問合せ先：水資源活用課
水道業務・簡易水道担当

メーター交換該当地区（6月上旬～8月下旬実施）
上水道区域
 寿町・道生堀・鷹ノ巣・羽根子
 下町・高尾町・横町・栄町
簡易水道区域
 中津森・金井・菅野・細野・古渡

水道メーターの使用有効期間は、計量法に基づき8年間と定められています。期限を迎えるものは定期的に市が新しい水道メーターに交換しますが、その交換作業は市が委託した都留市指定工事店組合加盟業者が細心の注意を払って行います。交換作業は6月上旬から8月下旬までの間に行う予定ですが、該当となる地区にはあらかじめ自治会を通じてお知らせしたうえで、メーター交換の対象となるご家庭には事前にハガキで通知いたします。お留守の場合でも交換させていただきますのでご協力をお願いします。なお、今年度の交換該当地区は、次のとおりです。

交換作業は、20分程度の断水をして行い、交換済みの世帯には「水道メーター交換完了のお知らせ」を郵便受けなどに投函いたします。
 ※この交換作業で交換代金をいただく事はありません。ただし、この交換作業に伴いメーター付近の個人の配管工事（止水栓の設置・メーターボックスの交換など）をご希望の場合は、その工事に係る費用は個人負担となります。



Clip! 用途地域の変更についての説明会及び公聴会開催のお知らせ

問合せ先：基盤整備課
都市計画担当

公聴会の開催
 開催日時 6月3日(月)13時30分
 開催場所 消防本部庁階大会議室

公述の申し出
 この素案について、公述（公聴会で意見を述べる）を希

第5次長期総合計画に掲げた「教育首都」の推進に向けての「拠点整備」実現に向けて桂高校跡地に看護師養成系高等教育機関を設置し、地域の活性化、交流人口の増加に寄与する計画的な土地利用展開を誘導するため、四日市場及び古川渡の一部に指定されている第一種及び第二種低層住居専用地域の約二十八ヘクタールを第二種中高層住居専用地域に変更を行います。ついては、次のとおり説明会を開催します。また、素案を縦覧するとともに公聴会を開催します。

説明会の開催
 開催日時 5月10日(金)19時
 開催場所 県立桂高等学校 桂文化創造館

公聴会用素案の縦覧
 縦覧期間 5月14日(火)～5月27日(月)
 ※土・日曜日を除く
 縦覧場所 基盤整備課
 内容 用途地域の変更

公述の申し出
 この素案について、公述（公聴会で意見を述べる）を希

その他必要事項
 公述の申し出がなされない場合は、公聴会は開催されません。

望される方は、述べようとするご意見の要旨と、住所・氏名などを記載した書面（公述申出書）を提出してください。
 なお、公述できる方は、市内に住所のある方（法人を含む）及び利害関係のある方です。

公述申出書の提出先
 基盤整備課
 〒402-8501
 都留市上谷1丁目1番1号

公述申出書の提出方法
 直接持参し、又は郵送してください。なお、公述申出書は、縦覧場所で配布しています。

公述申出書の提出期限
 5月27日(月) 17時30分まで
 ※郵送の場合は、提出期限日までの消印があるものが有効となります。

公述人
 公述していただく方には、通知します。なお、公聴会は開催時間など制約があるため、申し出られなくても公述していただけない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

Clip! パブリック・コメントを実施します

問合せ先：都留市議会事務局

都留市パブリックコメント制度実施要綱に基づいて、「都留市議会基本条例(案)」を公表します。

公表日及び意見の募集期間
 公表日 5月1日(水)
 意見の募集期間 5月1日(水)～5月22日(水)

意見の提出方法
 様式は問いませんが、案件名、氏名、住所、連絡先を明記のうえ、下記の方法で提出してください。

直接持参 議会事務局
 郵便 〒402-8501
 (住所不要)都留市議会事務局
 ファクシミリ (45)2181
 ※送付書を添付してください。
 電子メール
 gikai@city.tsuru.lg.jp

① 条例案の名称
 都留市議会基本条例(案)

② 条例案を立案した趣旨、目的及び背景
 地方分権一括法の施行によって議会の担うべき役割や責任が大きくなる中で、都留市議会は、二元代表制の趣旨をふまえ、自治体の自立に対応できる議会へと自らを改革することが必要であるという認識を持ち、

活発な議論を重んじる伝統と個々を尊重し合う民主的な政治風土を引き継ぎながら、将来に向けた新たな価値の創造のため不断の努力を重ねること、そして市民の負託に応えていく決意を『議会の規範』として明示するために条例を制定することを決めました。

③ 施策等の案を立案する際に整理した論点
 (1) 市民、議会及び市が共に協働し共に創る市民自治の実現に向けた都留市の最高規範「都留市自治基本条例」の主旨を踏まえながら、将来に向けて市民の負託に応えていくための議会の基本的な規範としての位置づけ。
 (2) 開かれた議会として、公平公正な議会の運営を推進するとともに、議会の担うべき「監視」と「評価」の機能を強化していく姿勢をどのように表現していくかなど。

※連合自治会を単位とする地域説明会を開催します。日時、場所については議会事務局にお問合わせください。

第5期介護保険事業計画に基づき、平成25年度中に開設する地域密着型サービス事業者を募集します。

提出日時及び提出場所
 提出日時 5月1日(水)～5月31日(金)
 提出場所 いきいきプラザ都留内
 健康推進課介護保険担当

募集する地域密着型サービス業及び募集数
 ○定期巡回・随時訪問型訪問介護看護 1事業所
 ○認知症対応型共同生活介護 (介護予防) 1事業所(1ユニット9名)

主な応募要件
 ① 地域密着型サービスを行える法人格を取得(取得見込みを含む)していること。
 ② 自らが施設整備を行い、その運営を行う事業者であること。
 ③ 平成26年3月までに、整備を完了し、サービス提供が可能であること。

募集手続
 応募する事業者の方は、「応募申込」に関する提出書類(応募申込書・法人登記簿謄本・誓約書 他)及び「事業計画」に関する提出書類(事業計画書・事業提案書・資金計画書 他)を提出してください。様式などの詳細については、お問い合わせください。

健康推進課介護保険担当
 健康推進課介護保険担当
 〒402-0051
 都留市下谷2516番地1
 いきいきプラザ都留
 ☎(46)5113(内線121)
 FAX(46)5119
 メール kagohoken@city.tsuru.lg.jp

Clip! 介護保険地域密着型サービス事業者の募集について

問合せ先：健康推進課
介護保険担当

応募する事業者の方は、「応募申込」に関する提出書類(応募申込書・法人登記簿謄本・誓約書 他)及び「事業計画」に関する提出書類(事業計画書・事業提案書・資金計画書 他)を提出してください。様式などの詳細については、お問い合わせください。

望される方は、述べようとするご意見の要旨と、住所・氏名などを記載した書面（公述申出書）を提出してください。
 なお、公述できる方は、市内に住所のある方（法人を含む）及び利害関係のある方です。

公述申出書の提出先
 基盤整備課
 〒402-8501
 都留市上谷1丁目1番1号

公述申出書の提出方法
 直接持参し、又は郵送してください。なお、公述申出書は、縦覧場所で配布しています。

公述申出書の提出期限
 5月27日(月) 17時30分まで
 ※郵送の場合は、提出期限日までの消印があるものが有効となります。

公述人
 公述していただく方には、通知します。なお、公聴会は開催時間など制約があるため、申し出られなくても公述していただけない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

Clip!

特定世帯に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長について

問合せ先：市民生活課
年金・医療担当

①保険税軽減制度に係る特例

(例) 夫婦2人世帯(夫【世帯主】: 75歳以上、妻: 75歳未満)

【20年3月まで】(35万円×世帯に属する被保険者数)+33万円以下

【現行制度】(35万円×(世帯に属する被保険者と**特定同一世帯所属者の合計数**))+33万円以下

↓
恒久化

平成25年度税制改正により、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化します。

②世帯割に係る配慮

【20年3月まで】



【現行制度】



↓
1/2の軽減措置

【激変緩和措置延長後(3年間)】



↓
1/4の軽減措置

また、二人世帯で、一人が後期高齢者医療へ移行し、もう一人が国保に残った世帯(特定世帯)となる者について、世帯割額を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間4分の1減額となります。

託児サロン
日時 5月27日(月)
場所 いきいきプラザ都留2階
持ち物 お気に入りのおもちゃ、おやつ、飲み物、着替え、靴
費用 100円
申込・問合せ先 市社会福祉協議会
☎(46)5115

今月の「ふれあい・子育てサロン」
親子一緒にのサロン
日時 5月13日(月)
場所 いきいきプラザ都留2階
持ち物 各時必要なもの
費用 100円

子育て情報コーナー
とがちび

ベビーヨガ&マッサージ
ベビーヨガ、マッサージや、工作、おうちあそびなど行います。
日時 5月15日(水)10時30分
場所 いきいきプラザ都留2階
対象 3カ月~1歳(要申込み)
参加費 500円
持ち物 バスタオル、飲み物
申込・問合せ先
☎090(7710)2389
(友野)

こぶたの会の「ワクワク」おはなし会
内容 5月は全国訪問おはなし隊といっしょに開催します。左ページをご覧ください。

こぐまクラブの「こぐまのちいさなおはなし会」
日時 5月17日(金)10時30分
場所 図書館おはなしコーナー
内容 乳児から未就園児の親子を対象に読み聞かせや手遊びをします。

よみきかせボランティア「ひびきの会」の読み聞かせ
日時 5月11日(土)14時
場所 図書館おはなしコーナー
内容 みんなが選んだ絵本や紙芝居を読みます。